

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 長期収載品選定療養費</p> <p>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品（以下この号において「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下この号において「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た額に$\frac{2}{10}$を乗じて得た額を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 長期収載品選定療養費</p> <p>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品（以下この号において「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下この号において「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た額に$\frac{4}{10}$を乗じて得た額を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市民病院使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。